

本荘南中学校いじめ防止基本方針 （令和6年4月改訂）

| いじめに対する基本的な考え |
|--|
| <p>「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）</p> <p>現在、全国的にいじめによる深刻な事件は後を絶たず、学校・保護者・地域が一体となった「いじめ防止の取組」が急務となっている。そこで、本校では「すべての生徒が安心・安全に学べる学校」の実現に向け、以下の点を柱にした行動計画「いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員の共通理解・共通実践のもと、いじめ防止の取組を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの定義と理解を全教職員で進め、教師の人権感覚を磨く。 2 計画的な未然防止と速やかに情報共有できる体制を整える。 3 加害者としても、被害者としても、どの子にも起こり得る問題なのだということを、全教職員で共通理解を図り、全教育活動を通して、全校生徒に対し、いじめ防止の働きかけを行い、人権を意識した学級集団をつくる。 4 小・中の児童・生徒、教職員、地域(学校運営協議会)が連携したいじめ防止の取組を進める。 5 中間評価を導入し、いじめ未然防止や対応について取組の評価を行い、実効性を検証し改善を図る。 |

| いじめ・不登校対策委員会 |
|--|
| <p><校内>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援担当、養護教諭、各学年主任</p> <p><必要に応じて> スクールカウンセラー、学校間連携コーディネーター、PTA三役、市教育委員会学校教育課、市子育て支援課、児童相談所、警察少年係</p> |

| いじめの未然防止 |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの定義と理解を全教職員で進めるとともに、いじめ防止基本方針の見直しを小・中連携で進める。また、いじめ防止の取組を生徒・保護者・地域に周知し、教職員・生徒・保護者・地域が協働したいじめの未然防止に当たっていく。 2 どの生徒も学級や学校で安心・安全であると感じられるような、教職員による「居場所づくり」、生徒が互いに認め合えるような、生徒が主体となった「絆づくり」、全ての生徒に活躍できる場をつくるという「絆づくりのための居場所づくり」を各学級・学年、各教科・領域で進める。 ※学級・各教科・領域で他者への思いやりのある言動等、他者との豊かで潤いのある関わり方について重点的に指導し、「他人を貶む(さげすむ)ことにより、自己優位性を保つ必要のない共感的人間関係の構築」を目指す。 3 授業や諸活動における生徒一人一人の取組を確実に見取り、全体・個への言葉かけ、働きかけを通して、生徒のよさやもち味を認め、励ます。 ※「認めていることの見える化」生徒のよさやもち味を認め、励ます場を意図的に設定する。(朝の会・帰りの会、授業、給食、清掃、部活動、二者面談、三者面談、教科面談) 4 生徒主体で取り組めるよう行事や日常生活の中で、生徒たちが考える活動の場を設けることを通して、学級活動(話し合い、学級プログラム委員会の定期的設定)、学年委員会、生徒会、運営部活動の活性化を図る。 ※「絆づくり」「自分達の問題は自分達で解決していこうとする態度の育成」 5 どの学年も各期に最低1回は「絆づくり」の内容に関わる活動や行事を設定する。 6 生徒指導の実践上の視点である、【自己存在感の感受】【共感的な人間関係の育成】【自己決定の場の提供】【安全・安心な風土の醸成】の四本柱を意識した学級づくり、授業づくりを進める。 7 鶴舞小・尾崎小・本荘南中が連携し、小中合同会議でいじめ防止の宣言や行動計画を策定し、実行する。 8 本荘南中学校「ネット・SNSガイドライン」を策定し、生徒・保護者に正しい使い方やトラブルの未然防止を啓発する。また、警察等外部機関との連携による情報モラル教育の充実を図る。 9 障害者・感染症罹患患者への差別解消に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・障害や感染症について正しく理解し、障害のある人の生活のしづらさ(社会的障壁)について学んだり、感染症等に対する誹謗中傷の実態を知り、正しい対応の仕方を学んだりすることで、どのような人も共に生活できる社会の実現を目指す。 10 性的違和に係る生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省資料を活用した教職員研修等の実施により教職員の理解を深める。 ・生徒・保護者に寄り添い信頼関係を深め、教職員等の間で情報を共有し、組織で対応する。 11 多様性についての理解を深める学習の機会や情報提示 <ul style="list-style-type: none"> ・思い込みや理解不足によると思われる具体的な事例提示や差別について考える場を設け、差別の解消に向けての働きかけを継続して行う。 |

早期発見

- 1 目配り、気配り、見届けで生徒一人一人をよく見守り、気付いたこと、心配なことは声に出して職員間で共有する。
 - ・管理責任箇所の安全確認の徹底と休み時間、給食準備時間、清掃時間中の見守りと見届けを確実に行う。
 - ・教師と生徒による2分前行動を徹底する。
 - ・生活ノート「みなみ」や日常の声かけを通して、小さな変化を見逃さないようにする。
 - ・部活動の見届けを確実に行う。
- 2 心配なことや困ったことがあったら一人で抱え込まず、先生方に相談するよう生徒と保護者に相談の啓発を行う。同時にスクールカウンセラー、学校間連携コーディネーター、専門機関との教育相談についても奨励する。
- 3 毎朝の学年部打ち合わせ、毎週の企画委員会において生徒についての情報交換を行う。
- 4 年2回のQ-U検査と対応研修により、学級の実態把握と早期予防介入が必要な生徒を見極める。
- 5 年3回の学校生活アンケートにより、生徒の実態を把握し取組の成果を検証する。
- 6 予防的介入が必要と認められる生徒に対しては、二者面談や三者面談を定期的に設定する。その際、必要に応じていじめ・不登校対策委員会メンバーも加わる。本人とどのようなことに取り組んでいけばよいのかを考えたり、保護者と指導の方向性、指導内容などについて検討したりすることを通して、学校と保護者の協働で本人の指導にあたるができるようにする。

いじめに対する措置

- 1 まずは、担任、生徒支援、学年生徒指導担当が被害生徒の痛み、心情に寄り添い、共感的傾聴を最優先に行い、安全確保を行う。その後、事実確認を行い、保護者に説明し、被害生徒の支援について協力を依頼する。
- 2 担任と共に生徒支援、学年生徒指導が事実確認を行う。
- 3 加害生徒の聞き取りを行い、事実確認後、個別指導を行う。指導は担任のほか、学年主任、生徒指導主事が行い、その後保護者に説明し、指導の協力を依頼する。
- 4 関係生徒の聞き取りと同時進行でいじめ・不登校対策委員会を開き、問題のアセスメント、両者への指導・支援内容と方法、家庭との協働内容、学級・学年・全校指導内容・方法について検討を行い、全教職員が同じベクトルで問題対応に当たるようにする。
- 5 被害生徒の正常な学校生活の復帰を第一に、当事者と関係生徒への指導・支援、学級・学年指導、家庭への支援を継続して行う。
- 6 被害生徒に対しては見守り・声かけを全教職員で行うとともに、定期的面談やカウンセリングを継続して行い、心のケアを進める。
- 7 市教育委員会・専門機関との連携を図り、被害生徒の安全確保と正常な学校生活の復帰のための支援を継続する。

いじめ再発防止

- 1 いじめ・不登校対策委員会や企画委員会において事後指導、再発防止の取組について検討し、全教職員が同じベクトルで再発防止指導を進めるようにする。また、毎週の企画委員会、定期的職員会議において、再発防止の取組について評価・改善を行う。
- 2 生徒会、運営部会、学級プログラム委員会、学年委員会を機能させながら、いじめ根絶に向けた取組を生徒と共に進める。
- 3 PTA活動を通して、再発防止の協力を仰ぎ、学校と保護者が協働していじめ再発防止に取り組む。
- 4 企画委員会、職員会議においていじめ未然防止や対応について取組の評価を行い、実効性を検証し改善を図る。

保護者や地域との連携

- ・PTA三役
- ・学校運営協議会
- ・民生児童委員との情報交換会

関係諸機関との連携

- ・法務局
- ・由利本荘警察署生活安全課
- ・中央児童相談所
- ・市教育委員会学校教育課
- ・市子育て支援課
- ・スクールソーシャルワーカー (SSW)